

# 出生届にともなう手続き



お誕生おめでとうございます。  
 出生届のほかに、赤ちゃんのための手続きが必要です。  
 なるべく早めに手続きしましょう。  
 なお、詳細についてはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

届出窓口は ㊦…市役所、㊧…サービスセンター、㊨…各公民館（織姫、助戸を除く） 足利市外局番 ☎ 0284

手続きの種類	内 容 等	手続きに必要なもの	届出窓口・問合せ先	
出生届	生まれた日を含めて14日以内に届出してください。 戸籍と住民票に記載されます。	○出生届(産院等で出生証明がしてあるもの) ○母子健康手帳 ※出生届とあわせて「お誕生連絡票」をご提出ください。	㊦ 窓口9～12番 市民課 TEL20-2144	
個人番号通知書	お生まれになったお子様の個人番号（マイナンバー）は、出生届を提出されると新たに付番され、後日、個人番号通知書が郵送されます。 マイナンバーカードをご希望の方は、個人番号通知書と一緒に送付される交付申請書をご利用ください。			㊧
母子健康手帳証明	出生届の際に受けられなかった場合は、後日必ず受けてください。 この用紙もお持ちください。	○母子健康手帳 氏名.....男:女 出生場所..... 生年月日.....年 月 日 届出日.....年 月 日		㊦ ㊧ ㊨
国民健康保険	保険証	国民健康保険に加入する手続きです。保険証を交付します。 社会保険の被扶養者となる場合は勤務先にお問い合わせください。	○届出人の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)	㊦ ㊨
	金 出産育児一時	国保の被保険者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。 ※海外で出産された方、差額申請をする方は保険年金課までお問い合わせください。	○世帯主の普通預金通帳 ○出産費を支払った領収書 ○出産費用の明細書（差額受給の場合） ○来庁される方の身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)	㊦ 窓口14番 保険年金課 TEL20-2147
	減額制度 保険税の	出産日の前月から4ヵ月間の国民健康保険税が減額されます。 ※多胎妊娠の場合は、出産月の3ヵ月前から6ヵ月間	○母子健康手帳など（出産日、出産の種別〔単胎か多胎〕確認ができるもの）	
国民年金	免除制度 保険料の	(産前産後期間の保険料免除) 出産日の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。 ※多胎妊娠の場合は、出産日の3ヵ月前から6ヵ月間	○母子健康手帳など（出産日の確認できるもの）	㊦ 窓口15番 保険年金課 TEL20-2148
	受給者 障害基礎年金	(子の加算該当届) 年金受給者が出産し、出産した子と生計維持関係がある場合には、加算該当届を届出してください。 ※障害厚生年金は年金事務所へ	○年金証書 ○戸籍全部事項証明書 (子と年金受給者の関係がわかるもの)	

<p><b>こども医療費助成</b></p>	<p>18歳到達後最初の3月31日までの医療費の一部を助成する制度です。 資格証を交付します。</p>	<p>○健康保険証 国保(子どもの名前が記載されたもの) 社保(扶養予定の被保険者の方のもの) ○保護者の普通預金通帳</p>	<p>市 本庁舎2F 窓口 26番 こども家庭政策課 TEL20-2149</p>	<p>市 公</p>
<p><b>児童手当</b></p>	<p>15歳到達後最初の3月31日までの児童(中学校3学年修了前の児童)を養育している方に支給されます。</p> <p>生まれた日の翌日から15日以内に届出してください。<u>書類が揃っていても届出してください。さかのぼっての支給はできませんので、忘れずに住所地で手続きしてください。</u></p> <p>※令和6年10月分(12月支給)より支給対象児童が拡大予定です。</p>	<p>&lt;初めてのお子様の場合&gt; ○生計維持者(請求者)の普通預金通帳 ○生計維持者(請求者)の健康保険証</p> <p>&lt;第2子以降のお子様の場合&gt; ○生計維持者(請求者)の健康保険証</p>	<p>市 本庁舎2F 窓口 26番 こども家庭政策課 TEL20-2137</p>	<p>市 公</p>
<p><b>足利市 出産祝い金 (第3子以降)</b></p>	<p>令和6年4月1日以降に出生した第3子以降のお子さん(生まれて初めての住民登録が足利市)を監護・養育し、かつ引き続き本市に居住する母又は父が対象になります。 ※一時的な滞在、里帰り出産などは対象になりません。</p>	<p>○申請者の本人確認書類(運転免許証など)</p> <p>○申請者の振込口座の通帳 ※郵送での申請も受け付けております。</p>		<p>—</p>

□**保育所(園)・認定こども園の入園**は、入園を希望する年度の前年度9月頃受け付けます。ご相談はお早目をお願いします。…本庁舎2F 保育課(窓口27番) TEL20-2138

□**市営住宅入居者**の手続きは…織物会館1F おりひめプラザ TEL64-8725

※本籍地等に届けられたときは、住所地での手続きが必要となりますのでご注意ください。

※外国籍のお子様は、出生から30日以内に入国管理局で在留資格の手続きが必要です。